

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ)／角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ <http://www.ku-union.org/>

2012年10月19日

通巻 1192 号

## この号の内容

- |                |    |
|----------------|----|
| •臨時特例による給与減額問題 | 1P |
| •部局における団体交渉    | 3P |
| •角間の秋（投稿）      | 4P |

# 《減額された給与》使途不明 大学は説明責任を果たせ

## 本当に復興支援に直接繋がるのか

震災復興を名目として、所得税は2.1%上乗せして25年間、住民税は毎年1000円上乗せして10年間の負担を強いられるようになりました（法人税は5%減税した上で3年間は10%復興税として上積みされる）。

その上さらに、私たちは7月から平均7.8%の給与が引下げられ（最大では10%を超える）、これが2013年度末まで継続されます。

増税と私たちの給与減額によって捻出された財源は、あたかも東日本大震災の復旧・復興に用いられるかのように言われています。金沢大学当局も、給与減額の目的は「震災復興財源の確保」のためであると、私たちに繰り返し説明してきました。

しかし、集められた財源が直接復興支援に係わらない事業に使われている事実が次々と明らかになっています。11年度

の復興予算の4割が余ったにもかかわらず、被災地では復興に役立つ予算がつかず、被災地の復興対策が遅れる一方、復興予算は、公営住宅耐震化、防災コミュニティセンター整備など、被災地以外の公共事業に転用されています。

国立大学法人を含む独法職員の給与減額分についても、景気対策にも活用されるとの報道がされていることは既に組合ニュースでも紹介したとおりです（北國新聞2012年6月26日）。

## 使途不明金のための二重負担は許せん

公務員、公的部門で働く労働者は「増税+給与減額」という二重負担を強いられています。しかもその使途は曖昧なままで、震災復興以外にも使用されています。

東日本大震災はあまりにも大きな被害を地域住民に与えました。被害をうけら

各支部、分会の  
代議員の参加を  
お願い致します。

## 第69回定期大会のご案内

2012年10月26日(金) 18:00~

自然科学5号館（旧理学部） 2階大講義室



オブザーバー参加も大歓迎です。  
組合事務所までご連絡ください。

お弁当出ます！

れた方々に少しでも役に立ちたいと、義援金を送り、ボランティアに駆けつけた人も多かったのではないでしょうか。

### **「復興」を口実に公務員の「身を削り」、消費税を増税し行革を推進する政府**

国と地方の借金が940兆円になり、これを何とかしなければギリシャのようになると言われています。人件費2割削減を掲げていた民主党・野田首相は消費税増税を国際公約し、「社会保障と税の一体改革」と称して消費税増税法案を成立させました。その前に国家公務員、国立大学法人を含む独法職員の給与減額は、消費税を増税するためだったと言われています。震災復興に係わる給与減額と行革がリンクしていることは、野田首相、岡田副総理が、2012年7月13日の行政改革実行本部で「国家公務員給与削減の実施」「国家公務員にならった独立行政法人の給与減額」について発言していることからも明らかでしょう。

### **2014年3月で終わらない可能性大**

安住財務大臣は、臨時特例による給与減額に関して、減額期限の2013年度末以降、給与がまた元に戻るとことは考えにくくないと発言し、2014年度以降の給与削減を継続することについて積極的な姿勢を示しています（朝日新聞2012年3月3日等）

赤字国債の発行を可能にする特例公債法案成立の目途が立たないことから、予算執行の抑制が行われます。これによって、国立大学法人への運営費交付金が50%以下に、各省庁の庁舎運営費や出張旅費など行政経費、独立行政法人に交付する運営費も予算額の半分以下に抑制されるだけでなく、地方交付税の配分先送り

となります。こんな状況の中で、私たちの給与が減額され続ける可能性は否定できません。

### **大学は説明責任を果たせ**

団体交渉時、組合からの「2年後に運営費交付金が削減されたままであっても、給与を元に戻すことを約束するか」との質問に対して、有松理事は「期間が終われば法人には給与を戻す義務が生じる。運営費交付金が戻らなくても規則上は戻さなければならないが、財源が無い場合は、相談になる。」と、運営費交付金額が戻らない場合は、給与も戻らないとする見解を示しています。

### **全国の大学の大再編が待っている**

「大学改革実行プラン」が文科省より提案されています。そこには、国立大学改革として「個々の大学のミッションの再定義、それを踏まえた国立大学の新体制構築、機能強化」、「全国立大学の学部・研究科のごとのミッションの再定義、改革の方向性の明確化」「予算の戦略的配分」などが掲げられています。国立大学の統廃合によって運営費交付金を含む高等教育予算が削減される可能性もあります。そしてこれは、私たちの給与減額が続く可能性があることを示しています。

### **組合に結集して職場と生活を守ろう**

賃金引下げをはじめ、私たちの職場は大きな変革を強要されています。いまこそ、組合に結集して立ち向かいましょう。組合員が多数になれば組合の交渉力もより強まり、要求が実現する可能性が広がります。すべての教職員の皆様のご支援ご協力をお願いします。

# 部局に交渉応諾義務があることを確認

7月31日に中村学長に提出した以下の申入れに対し、大学側は、9月10日の団体交渉において、以下の通り各部局に交渉応諾義務があるとの見解を示しました。引き続き誠実且つ実りある交渉の実現を求めます。

- 組合から部局への団体交渉の申入れに対し、部局は正当な理由無しに拒否出来ない。
- 組合からの要求事項に関する決定権限の範囲内において、交渉応諾義務がある。
- 大学本部より各部局に対して、部局に交渉応諾義務があることを周知する。

## 申し入れ

(略)

去る7月18日の金沢大学教職員組合医学系四分会と病院長・看護部長との協議において、率直な意見交換が行われたことについて感謝申し上げます。引き続き定期的な意見交換を行い、職場環境の把握を踏まえた労働条件の改善に努められることを希望いたします。

しかし、同協議の場において（病院長退席後）、看過できない発言がありましたのでご確認の上ご対応をお願いいたします。

「附属病院は国立大学法人金沢大学の一部局であり、法人組織上の観点から、組合との団体交渉に応じる権限はなく懇談でしか対応出来ない」旨の発言がありました。加えて、「懇談における病院としての可能な対応は、組合からの要求を聞き置くことのみである」「要求への対応については如何なる事項であっても法人本部との相談で決める」「如何なる要求事項であっても（部局の権限で対応出来る事項であっても）、病院は組合側の要求を実施するか否かについて責任のある回答はできない」との主張が繰り返されました。

これまで法人本部は金沢大学教職員組合に対し、「部局で解決できることは部局での話し合い等で決めるべきである」と繰り返し説明してきました。2010年10月27日に実施された、病院、法人本部、四分会、金沢大学教職員組合の四者出席の協議では、組合からの交渉申入れに応じない病院側に実施を促すのみならず、再発防止が含意されていたはずです。にもかかわらず、かか

## 部局に団体交渉応諾義務があることを確認する申入れ

る発言が再び繰り返されることは不誠実であり、団体交渉応諾義務違反の不当労働行為に該当する行為です（労働組合法第7条2号は、団体交渉拒否を不当労働行為として禁止しています）。

団体交渉においては、使用者側の交渉担当者に決定権限があることは当然ですが、交渉事項に権限がない者であっても、組合の意向を聴取しそれを本部に対して具申して判断を仰ぐことは可能であり、組合が団体交渉を申入れた場合、使用者側は決定権限がないことを理由に団体交渉を拒否することは許されません。

まして今回は、2011年12月8日に事項を示した上で団体交渉を申入れており、病院として法人本部に問い合わせ、一定の委任を受けて交渉に臨むこと十分可能であったはずです。また、要求事項によっては部局の権限で解決できるものも多数ありました。にもかかわらず今回の発言がなされたことは極めて遺憾です。

そこで、国立大学法人金沢大学として附属病院のみならず各部局における団体交渉に関して、以下のとおり対応されることを要求いたします。

1. 金沢大学教職員組合に対して、部局においても団体交渉応諾義務があることを確約すること。
2. 各部局に対して、団体交渉応諾義務があることを周知徹底すること。

# 角間の秋

小さい秋♪ 小さい秋♪  
小さい秋♪ み~つけた♪



自然に包まれた角間の秋は美しい紅葉と共に実りの季節を迎える。そこで、まず思いつくのは栗である。角間の山に自生する栗の木は、いわゆる山栗で、実は小さいが野生味がある、調理に手間はかかるが栗ごはんなどにすると美味しい（写真1）。

また、角間にはクルミの木もよくみられる。これもいわゆる自生している鬼ぐるみで、西洋ぐるみと違い、専用の道具（和ぐるみ割り）がないと割ることすら難しい。黄色く熟した実は、アクが強く、外気に触れているとすぐ真っ黒になってしまう。これを土に埋めるなり水につけるなりして、黒くなった実の部分取り去ると、いつも目にするクルミの姿にな

る。これを割って取り出したのがいわゆるクルミの実でケーキやクッキーに使われたり佃煮になったりするのである。

ところで、この真っ黒になった実の部分は水を入れて煮詰めるとカリグラフィー等に使われるなどするクルミインクになり、またその液で染め物をすることができる。染色と織物が趣味の母に頼まれて、ちょっと臭いクルミの黒い液を作った。その液で染めた生糸は、驚くほど美しい金色に染まった（写真2）。

クルミは秋に実ったその身に、このような美しい色を隠していたのである。

そして間もなく角間の木々はその葉を落とし始め冬支度を始めるのである。（K）

写真 1



写真 2



24 日	22 日	21 日	8 日	6 日	3 日	活動日誌 8月
・定期大会	附屬学校園支部	石川県労連との懇談	に関する交流会（女性部）	組合緊急集会 臨時特例による 給与減額問題への対応	女性部 暑気払い	バーベキュー 白尾海岸
・臨時特例に関する学習会	第2回執行委員会	事務職員登用試験	（理・工学部部分会合同） 理工域長交渉	第1回執行委員会	全大教アンケート実施 立看板設置	全大教第44回定期大会 第2回選挙管理委員会 四分会 欢迎会 病院長交渉 女性部第8回役員会
・定期大会	第2回執行委員会	事務職員登用試験	（理・工学部部分会合同） 理工域長交渉	第1回執行委員会	選挙公示 本部分会 開票	21日 東京 全大教緊急交流会議 2日 申し入れ書の提出 ・賃下げへの不同意の確認 ・誠実な団体交渉の実施 第23回執行委員会



## 活動日誌 7月



26 日	24 日	20 日	19 日	18 日	14 日	13 日	7 日	6 日	5 日	21 日
立看板設置 第24回執行委員会	女性部第8回役員会 本部分会 欢迎会 四分会 病院長交渉 第2回選挙管理委員会 四分会 欢迎会 病院長交渉 女性部第8回役員会 本部分会 開票	全大教アンケート実施 立看板設置 第2回選挙管理委員会 四分会 欢迎会 病院長交渉 女性部第8回役員会 本部分会 開票	全大教第44回定期大会 第2回選挙管理委員会 四分会 欢迎会 病院長交渉 女性部第8回役員会 本部分会 開票	・賃下げへの不同意の確認 ・誠実な団体交渉の実施 選挙公示 本部分会 開票	選挙公示 本部分会 開票	バーベキュー 白尾海岸	全大教アンケート実施 立看板設置 第2回選挙管理委員会 四分会 欢迎会 病院長交渉 女性部第8回役員会 本部分会 開票	・賃下げへの不同意の確認 ・誠実な団体交渉の実施 選挙公示 本部分会 開票	選挙公示 本部分会 開票	全大教緊急交流会議 東京